

貸金業法改正等の概要

平成22年1月22日

金融庁

多重債務問題と平成18年の貸金業法改正

○ 貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成

【貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付け（平成19年2月末時点）】

貸付残高 約13.8兆円 利用者数 約1,170万人

（少なくとも国民の10人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者）

○ 多重債務問題の深刻化（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）

平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、これらの者の平均借入総額は**約240万円**

※ 多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

貸金業法制定以来の抜本改正（多重債務問題への抜本的総合的対策）

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化等）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）
- ③ 金利体系の適正化
- ④ ヤミ金融対策の強化

（注）数値には、リボルビング契約の契約者で残高のない者及び既に自己破産して残高のない者は含まれていない。
データ出典：全国信用情報センター連合会（現日本信用情報機構）の保有データ

貸金業法等改正の概要

I. 貸金業の適正化

1. 貸金業への参入条件の厳格化
 - 最低純資産額を5,000万円以上に引上げ
 - 貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者の営業所ごとの配置を義務付け
2. 貸金業協会の自主規制機能強化
 - 貸金業協会を当局の認可を受けて設立する法人とし、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールの制定を義務付け
3. 行為規制の強化
 - 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制の強化
 - 貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付の義務付け
 - 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結の禁止
4. 業務改善命令の導入
 - 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令の導入

II. 過剰貸付の抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設
 - 指定信用情報機関制度を導入。貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備
2. 総量規制の導入
 - 個人が借り手の場合には、資料取得等による年収の把握や指定信用情報機関の信用情報の使用による返済能力調査の義務付け
 - 総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを原則禁止

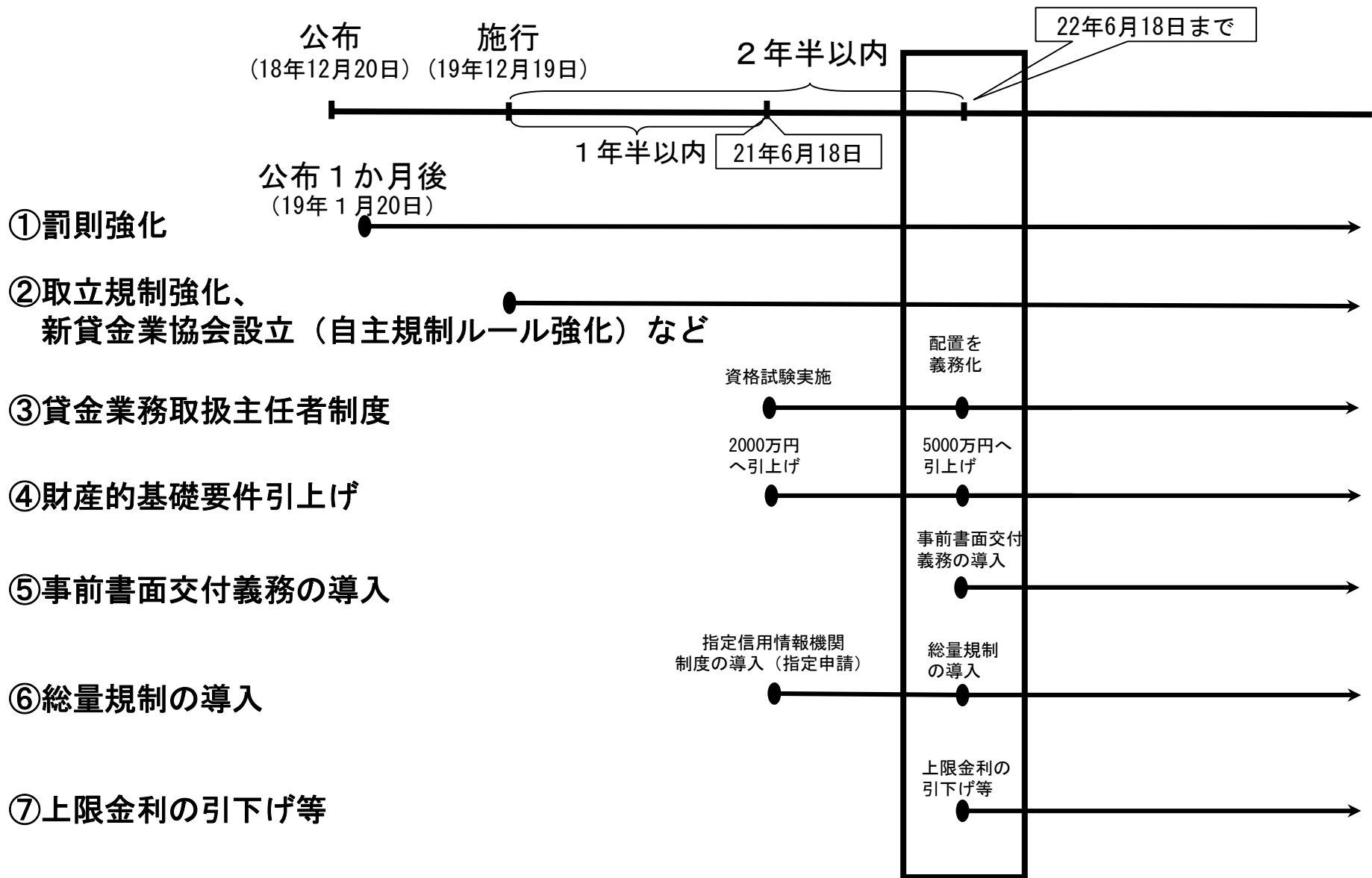
III. 金利体系の適正化

1. 上限金利の引下げ
 - 出資法の上限金利を29.2%から20%に引下げ
2. みなし弁済制度の廃止

IV. ヤミ金融対策の強化

- ヤミ金融に対する罰則を強化(懲役5年→10年)

改正貸金業法の施行スケジュール

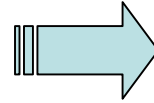


貸金業への参入条件の厳格化等

貸金業務取扱主任者制度

第三段階施行(施行済)

- ・貸金業務取扱主任者試験の試験事務を行う機関の指定
- ・同試験の開始



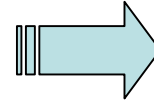
完全施行時

試験に合格した貸金業務取扱主任者の営業所ごとの配置を義務付け
〔※従業者50人に対して1人以上〕

財産的基礎要件引上げ

第三段階施行(施行済)

貸金業を営むために必要な最低純資産額を一律2,000万円に引上げ
(施行前 法人500万円、個人300万円)



完全施行時

最低純資産額を一律5,000万円に引上げ

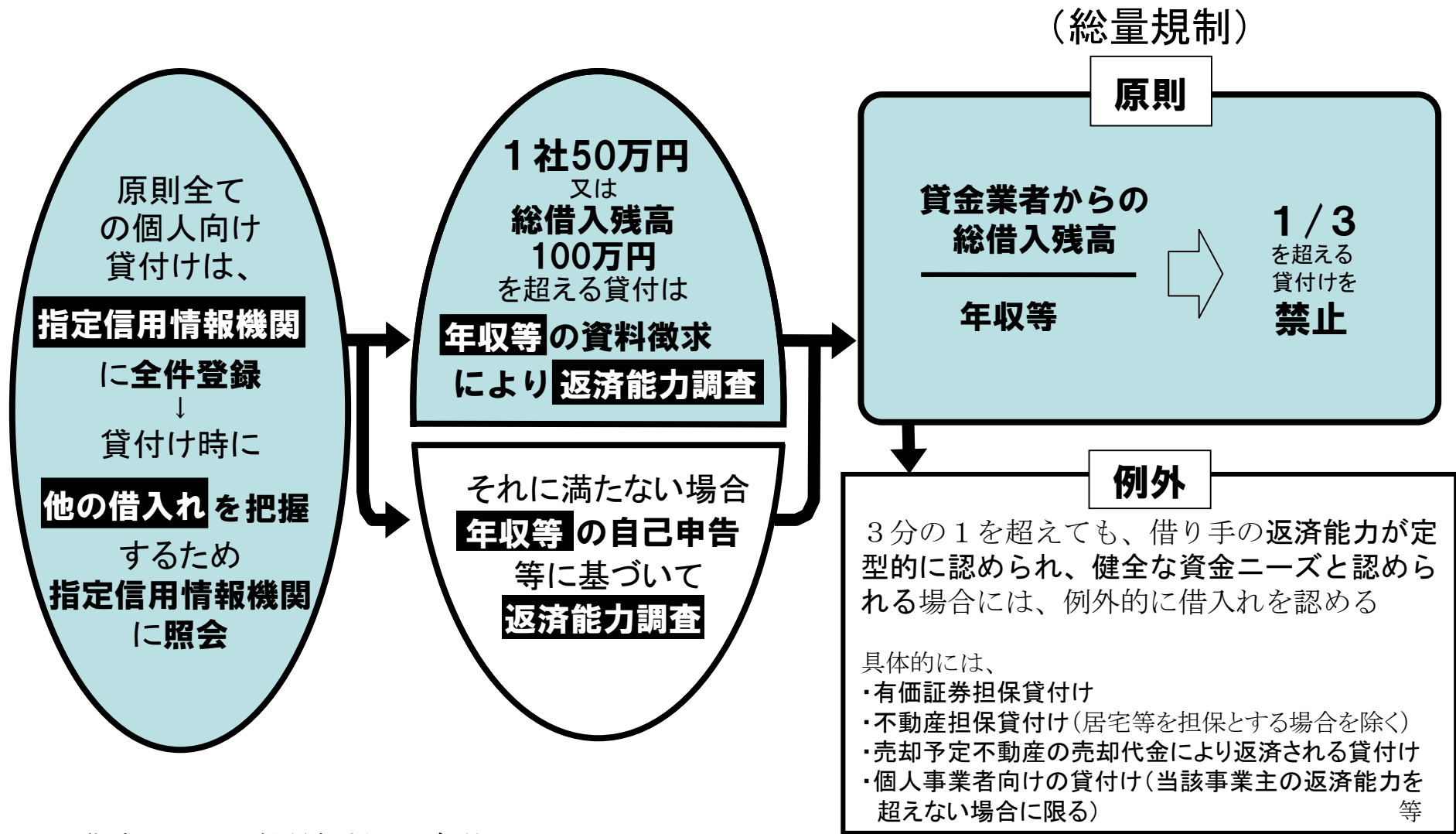
〔※最低純資産額の特例
一定の要件を満たす者は500万円以上
で営業が可能〕

事前書面交付義務の導入

完全施行時

トータルの元利負担額などを説明した書面を契約締結前に交付することを義務付け

総量規制の導入



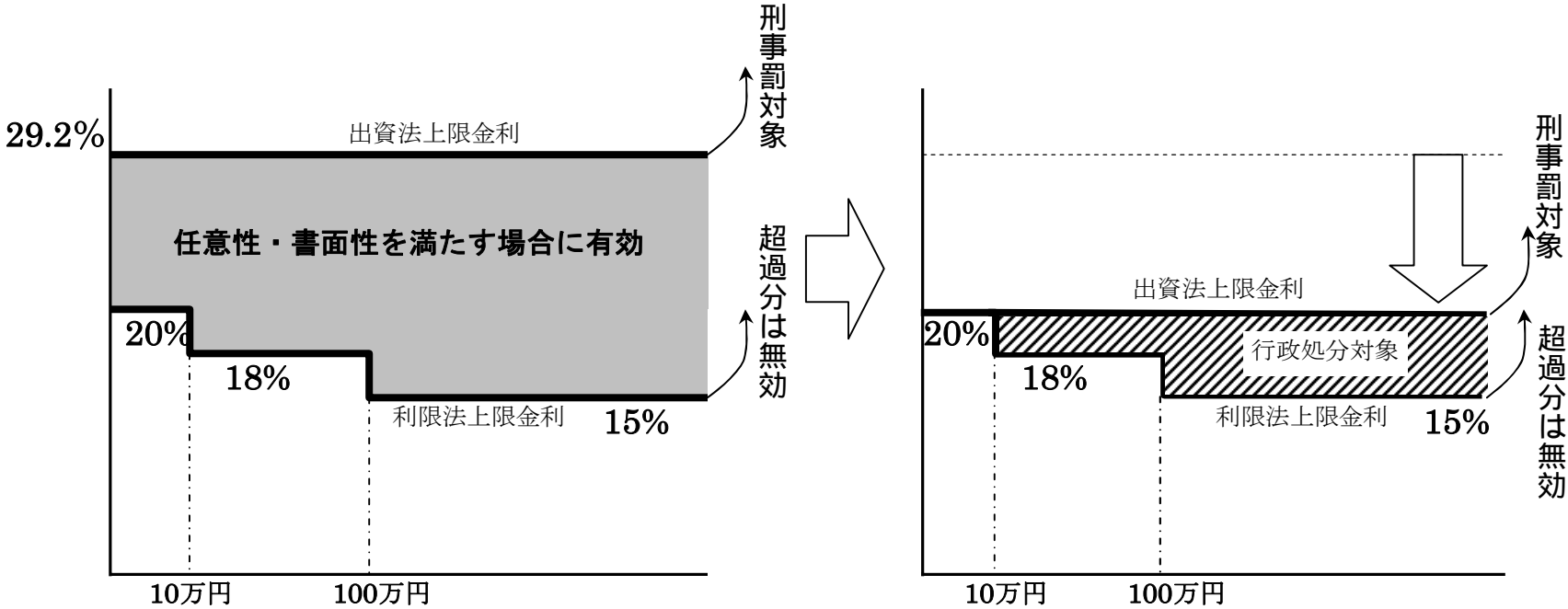
※ 住宅ローンは総量規制の対象外
(指定信用情報機関における他の貸付けの登録情報をあわせた個別判断により、返済能力を超える過剰な貸付けを一般的に禁止)

上限金利の引下げ

○ 出資法の上限金利（29.2%）を利息制限法の水準（20%）に引き下げ、利用者の金利負担を軽減する。

（改正前）

（改正後）



- ・利息制限法の上限金利：1954年の制定以来、変更無し
- ・出資法の上限金利：109.5%（制定時（1954年））→73%（1983年）→54.75%（1986年）→40.004%（1991年）→29.2%（2000年）

貸金業規制法43条に関する最高裁判決

貸金業規制法43条

貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。）の契約に基づき、**債務者が利息として任意に支払った金銭**の額が、同法第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかわらず、**有効な利息の債務の弁済とみなす**。

←①任意性

一 **第十七条**第一項（中略）の規定により第十七条第一項に規定する**書面を交付している場合**又は同条第二項から第四項まで（中略）の規定により第十七条第二項から第四項までに規定するすべての書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払 ←②書面要件

二 **第十八条**第一項（中略）の規定により第十八条第一項に規定する**書面を交付した場合**における同項の弁済に係る支払

最高裁判決

最高裁判決において、任意性・書面要件が非常に厳格に解釈されている。

① 任意性を厳格に解釈している判決

※ 平成18年1月13日最高裁判決

- ・ **期限の利益喪失特約が付されている場合**、結果的に利息制限法超過金利部分についても支払が事実上強制されることとなるので、特段の事情がない限り、利息制限法の制限利率を超える利息を**任意に支払ったとは言えず**、「みなし弁済」は適用されない。

② 書面要件を厳格に解釈している判決

※ 平成16年2月20日最高裁判決

- ・ 書面要件を満たすには、①書面に所定の事項がすべて記載されている必要があること、②弁済時の書面交付は弁済の直後になされる必要がある。

※ 平成17年12月15日最高裁判決

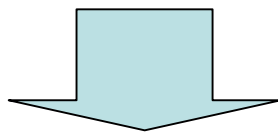
- ・ リボルビング方式の貸付（注：通常、返済期間や返済金額は定められない）についても、契約時に交付すべき書面に返済期間、返済金額等の記載がない場合には、みなし弁済の規定は適用されない（最低返済金額とそれによって計算した返済期間を記載すべき）。

いわゆるNPOバンクを想定した貸金業法の純資産規制の特例について

○いわゆるNPOバンクを想定した貸金業法の純資産規制の特例について

改正貸金業法においては、貸金業者は、2000万円（完全施行後は5000万円）以上の純資産を有することが必要。

ただし、この規制は、資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由があるものに対しては適用除外。（貸金業法6条1項14号）



○いわゆるNPOバンクを想定した貸金業法の純資産規制の適用除外要件（貸金業法施行規則5条の3第2号）

- 営利を目的としない法人であること
- 純資産額が500万円以上であること
- 特定非営利活動に係る事業に対する貸付け等を事業の主たる目的とし、その旨を定款等において定めていること
- 定款等において、剰余金の分配および出資の払込額を超える払戻しを行わないこと等を定めていること
- 年7.5%を超える利息の契約、受領、支払の要求をしないこと
- 特定非営利活動に係る事業に係る貸付け等による利息の収入額の割合が50%を超えていること
- 法令に定める書類（事業報告書等）を主たる営業所等に備え置き、債務者等から請求があった場合には、これを閲覧させること

（注）「特定非営利活動に係る事業に係る貸付け等」：「特定非営利活動に係る事業に係る貸付け」及び「生活困窮者を支援するための貸付け」

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年12月20日法律第115号）

附 則

（検討）

第六十七条 政府は、貸金業制度の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第四条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2 政府は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び利息制限法に基づく金利の規制の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案し、第五条及び第七条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年六月を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。